

令和7年度第5回長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和8年1月28日（水）10時00分～12時00分

場 所：長野県自治会館 大会議室

出席者

委 員：一由貴史、伊藤芳子、犂山典生、閻小妹、小山清子、
菅沼尚、高島陽子、中島敏、宮井麻由子、和田浩（敬称略、五十音順）

専門委員：赤川理

長 野 県：県民文化部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会事務局、
警察本部警務部
県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

1 開 会

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和7年度第5回長野県人権政策審議会」を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の羽賀でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議ですが、オンラインで御出席の方を含めまして、委員全員に御出席をいただいております。よって、委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 挨拶

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、開会に当たりまして、直江県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（直江県民文化部長）

皆さん、おはようございます。県民文化部長の直江崇でございます。

本日は、非常に大変お忙しい中、また足元の悪い中、人権政策審議会に御出席を賜りましてありがとうございます。

さて、前回昨年12月に開催いたしました審議会では、条例に基づきます人権侵害からの救

済制度、人権オンブズパーソン制度を中心に骨子案について御意見を頂戴したところでございます。改めて感謝を申し上げます。

御議論の結果といたしまして、骨子案の内容の方向性につきましては、委員の皆様から一定の御理解をいただけたのではないかと、私ども受け止めさせていただいております。本日は、前回御議論いただいた意見の骨子案への対応等につきまして御説明し、さらに御審議をいただければと考えております。

これまで御案内申し上げますとおり、本日の御議論の内容が一定程度まとまったという形になりましたら、骨子案のパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、そのパブリックコメントの結果も皆様にお示しした上で、3月下旬に開催予定の審議会におきまして、答申案の御審議をいただきたいと考えております。そこで皆様から御異論がないようであれば、年度内に答申いただけるように、私どもとしては進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど事務局より御説明申し上げますが、委員の皆様には、幅広い見地から忌憚のない御意見をお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶といたします。

どうぞ、本日もよろしく願いいたします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

次に、資料の確認をお願いいたします。事前に配付しました次第、委員名簿、会議資料1、資料2-1から資料2-3、追加で本机上配付した資料2-4、それから資料3-1、3-2、そして資料4でございます。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了を正午としております。また、会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、委員の皆様にご内容を御確認いただいた後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知をお願いいたします。

本日、犇山委員がオンラインでの御参加に変更されております。御都合により、途中退席される御予定と伺っておりますので、御承知おきをいただければと思います。

3 議 事

- (1) 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案について
- (2) その他

(羽賀企画幹兼課長補佐)

それでは、これより議事をお願いします。

当審議会の議長は、条例第6条の規定によりまして会長が務めることとされております

ので、一由会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、一由会長、よろしくお願いいたします。

(一由会長)

それでは、会議を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚なく御意見をいただきまして、活発な審議会となるよう御協力をお願いいたします。

続きまして、審議会の運営について確認をさせていただきます。原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくことといたします。

審議会の議事録につきましては、事務局において公表用の案を作成した後、各委員に内容を御確認いただきまして、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。また、議事録では発言者の氏名が表記されます。以上の2点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

(一由会長)

御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

まず、議事(1)「長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」骨子案について、事務局から、一括して御説明をお願いできればと思います。

(資料1～資料4に基づき事務局から一括して説明)

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様には、ただいまの御説明を踏まえて御意見をいただきたいと思いますが、先ほど最後に御説明がありましたとおり、現委員の任期も3月末までということもありますので、できれば3月末までに答申をこちらから出せるように、議論のまとめに向けた御審議をお願いできればと思います。

まず、前回は、論点ごとに御意見を伺いましたが、今回は、それを反映したものが全体として資料2-1の下線部分として出てきていますので、全体を通して、オンブズパーソンのところでも結構ですし、それ以外のところでも結構ですけれども、どの部分に関する御意見かということを示唆していただいて、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

ます。御意見、いかがでしょうか。

まず、救済申立ての受付期間について、3年に直していただいたというところは、委員の多くの方からそうすべきだという御意見があつて、それを踏まえて修正されていますが、そこらは異論がないということよろしいですか。

< 異義なし >

(一由会長)

では、そこは3年でよいということで、先ほども説明があつたとおり、法務局の人権審判との比較でも、利用者の方にメリットがあるということになりますので、ここは、特に異論がないと整理をさせていただきます。

それから、全般的に御意見があれば伺いますが、何かありますか。かなりいろいろ議論をしてこの形になっているのでそれほどないのかもしれませんが、なければいいんですけども。

和田委員、お願いします。

(和田委員)

資料3-1のイメージ図では、人権相談窓口からオンブズパーソンのほうにつながるルートもありますが、県や国の専門機関を紹介というルートもあります。資料2-4の追加資料のほうだと、このオンブズパーソンにつながるだけという形になっていますが、これは資料2-4にこれを切り替えるという意図ではないわけですね。

(一由会長)

資料を作成した事務局のほうでお答えいただけますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

御指摘ありがとうございます。確かに今お聞きしておっしゃるとおりだと思ったんですが、資料2-4は、なるべく簡便に作成した資料でございまして、ただ、確かに今、和田委員がおっしゃるように、県や国の専門機関を紹介するというのも、現実多くの事例としてあるのではないかという気がいたしますので、この部分は落とさないほうがいいのかなど。よろしければ、ほかの委員の御意見もいただければと思います。私もあつたほうがいいのかなど、今お話を聞いていて思いました。

(和田委員)

おっしゃるとおりで、カラー刷りのほうはごちゃごちゃして分かりにくいというのはあるんですね。追加のほうがすっきりはするんですが、これだとオンブズパーソンで取り上げ

てもらえるのかどうかだけになってしまうと思います。そうすると、3年過ぎたらもう最初から無理だというふうに受け止められないかという気がします。

私はこの支援体制の中で、一番大事なものは人権相談窓口がしっかり機能するという事ではないかと思えます。そこで、例えば、もう3年は越えてしまったけれども、あるいはこれが人権侵害に当たるかどうかよく分からないけれども、とりあえず県が相談に乗ってくれれば。そこでその方のお話をしっかり聞くということ自体がその人をサポートすることになると思えますし、その上で、これをどこに持っていけばいいのか。オンブズパーソンで扱うのがいいのか、別の機関で取り扱ってもらえることなのか整理をしてつなげていく。そういう形でその人を支えていくというような形ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

(一由会長)

ありがとうございました。だから、その重要な機能をきちんと簡略のイメージ図でも誤解を招かないようにしてほしいという御趣旨ですね。

(和田委員)

そうです。

(一由会長)

だから、制度としてはカラー資料3-1の詳細なものがもちろん正しいというか、資料2-4のほうはそれを簡略にしたけれども、一部簡略過ぎて誤解を招く部分があるというような御指摘かと思ったので、そこは和田委員の御意見、どうでしょうか。私は全く異論はないんですけども。御異論のある方はいらっしゃいますか。窓口が重要だというのは、高島委員がずっとおっしゃっていることで、この委員の中でも共通認識があるかなと理解しております。では、ここについては簡略なイメージ図を別のところで何か県民向けに使ったりする場合には、そのところを工夫していただければということによろしいでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

この資料は、パブリックコメントを実施する際はつけたいと思っておりますので、事務局のほうでその部分は追記をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(一由会長)

お願いします。ありがとうございました。

ほかの部分について御意見ある方はお願いします。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

菅沼です。前回のところからいろいろ訂正や書き加えをしていただきありがとうございました。その上で、ざっと骨子案を見させていただいて、ちょっと気になった点について話をさせていただきたいと思いますので、また御検討をお願いできればと思います。

条文に沿っていきますが、第1条で、「その施策」というのが後の資料2-2の解説を見ると「人権が尊重される社会づくりに関する施策」ということで、具体的には県が実施する施策ということになると思うんですが、第1条の3行目のところでその「人権施策を総合的かつ計画的に推進し」とあります。これが第3条の県の責務に行きますと、3行目のところに「人権施策を総合的、積極的かつ計画的に」ということで「積極的」という言葉が入っています。第3条に「積極的に」と入れた意味は何か、それが1点目です。

それから、第9条の救済の申立てについてですが、これは前回も発言をさせていただいて違和感があるところです。一つは、第9条第1項の「何人も」ですが、全体を見ても「何人」というのは2か所しか使われていません。第2条のところで、何人も人権侵害行為をしてはいけないと、これは何人もというのは分かるような気がするんですが、第9条のところは「何人も」と言っても、「自らが人権侵害行為等を受けたと思う場合」というのは、まさに人権侵害を受けたと思う者、当事者本人が申立てを行うということなので、「何人も」でいいのかと思うところです。

さらに、第9条第1項では「人権侵害行為等を受けたと思う者」と言っているけれど、第2項では「受けた者」とか、それに対して「人権侵害行為等を行った者」と断定した表現になっていて、言葉の使い方がどうなのかなというのを感じました。御検討いただければと思います。それが2点目です。

続きまして、第10条のところですか。新たに加えていただいたところかと思いますが、10条の第2項に「インターネット上の誹謗中傷等」ということの説明が次に括弧であるんですね。これをざっと読んだときに、何を言っているのかよく分からないと思ったところがありました。よく見てみると、「インターネットを利用して」の後に、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為等を助長し、若しくは誘発する情報」という四つの情報が提示されている書き方だと思うんです。そうすると、「インターネットを利用して」という使い方が全く意味が分からなくなって、「インターネット上にある」とか、「インターネット上の」とかとして、それぞれ情報につながるようにしないと意味が取れないなと思いました。

また、「インターネット上の誹謗中傷等」の括弧の中は、全てそうだと思うので、第10条第2項の3行目は「又は」ではなくて、「及び」などのほうがいいのかと思いますし、この四つの情報だけがインターネット上の誹謗中傷等に当たるかどうかの検討も必要かと思いました。

それから、第12条のところは前回も話をさせていただきました。解説のところを見ると理解できますが、第11条のところでは第10条第1項、オンブズパーソンの勧告を受けて要請を

やりますと。ただ、第12条のほうはオンブズパーソンからの勧告があったけれども、要請はやらないで、国その他の関係機関への通報だけをやりますということも文章上はよくなってしまいう気がして、あくまでオンブズパーソンの勧告を受けて、知事はまず第一に要請をやりますと。その上で、「また国その他の関係機関へ通報する」という順序性といいますか、何かそういうふうな構造になっていたほうがいいのかないかなということのを思いました。

そんなことを、変更した内容を読ませていただいて感じましたのでよろしくお願ひします。

(一由会長)

ありがとうございました。そうしましたら、幾つかありますが、第1条の目的の規定のところ、「総合的かつ計画的に」と書いてあって、第3条の県の責務の第1項のところは「積極的に」と入っているけれども、目的のほうに入っていないのはなぜかということですけども、これは何か御説明としてはありますか。それか、後日また検討するというのでいいでしょうか。

(佐々木課長補佐)

事務局から申し上げます。第1条の目的は条例全体の目的を示してはいて、県以外の様々な制度を全て包括するものなので、総合的としています。第3条のほうは県の責務を規定しているので、県の責務としては一段重く「積極的に」という言葉を入れたという意図がありまして、若干表現が変わっているのはそのせいです。

それから、先ほどの第12条の御指摘は、要請がマストな感じになっていないということをおそらくおっしゃっていると捉えたんですが、インターネットの誹謗中傷の場合、情報流通プラットフォーム対処法だとかそういう法整備と、プロバイダのほうの削除窓口の整備が前提という状況がありまして、やろうとしてもできないという可能性があります。プロバイダの中には削除の窓口が全く分からない、そもそもどこにあるプロバイダなのかも分からないという場合があるということをお前提にしております。できるという規定にとどめていけるのは、物理的、現実的にできない場合があるという前提で、第12条はそういう構成になっています。

今、説明できるのはこの2点です。

(一由会長)

ありがとうございました。

第1条と第3条の関係は、今事務局が説明したように、条文の趣旨が第3条のほうは責務だからそういうのを入れていると私も理解したので、これでいいかとは思いますが、いかがですか。

菅沼委員、今の説明であればよろしいですか。

(菅沼委員)

私は第1条のところの条文全体が県の施策が中心となるので、であれば、第3条の県の施策のところを同じようにしたほうがいいのかと思ったということですので、今の説明で理解しました。

(一由会長)

それから、御説明があった第12条については、菅沼委員さんの御趣旨は、削除の要請をオンブズパーソンが勧告してきた場合は、基本的にはそれをやるべきだと、尊重するというところだからという御趣旨ですが、その辺が尊重するというときの運用の問題かという気もしています。

オンブズパーソンのほうで第10条第2項による勧告、インターネット上の誹謗中傷については要請を行うように勧告することができるというので、要請をするように勧告しますと知事に対して勧告をした場合、それを尊重するということにはなると思っていますので、特段の理由もないのに、その勧告を通報で済ませるとするのは想定はされていないし、もしそういう事態が発生した場合は、オンブズパーソンに対する説明責任が発生して、この審議会でも何でそうなったのかということについて県のほうに御説明いただくことになるので、そこで合理的な説明がつかないのに何となく通報にしましたというのは、説明責任が課されていることとの兼ね合いで、運用で処理できる。先ほどの事務局の御説明も一方で分かるところはあるので、書き方としては、その後身動きが取れなくなるのかなという気もしましたが、この点はいかがでしょうか。あくまでも第10条第1項を原則とした対応になっていくと書いたほうがいいのかというのは、何か御意見はございますか。

菅沼委員のおっしゃった趣旨はもちろん重要な点なので、そこについて、制定時の審議会の議論の趣旨に反したようにはならないように、注意して見ていくということになると思っています。

それから、第9条の言葉遣いの問題は、条例を制定するときの法制用語のテクニックの問題も多分にあるとは思いますが、第9条第1項は「何人も」と書いてあって、これは注意的に、例えば外国人は駄目ですよとか、そういう誤解を招かないように「何人も」と書いてあって、ただそこには事件の性質や場所、人権侵害行為、例えば第9条第5項のところに列挙されているようなものが駄目で、事件の範囲のほうで縛りをかけているので、人の範囲としては「何人も」と広く開いて、事件のほうで縛りをかけるというのはよくあるやり方で、「何人も」ということ自体はいいかなと思います。

第9条第2項の「人権侵害を受けた者」というのが、受けたかどうかは確定的でないのにこういう言葉遣いでいいのかという御指摘でしたか。

(菅沼委員)

そうです。第9条第1項のほうでは「自らが人権侵害行為等を受けたと思う」と言っているんですが、第2項では、その人が「人権侵害を受けた者」となっているという言葉を使っていいのかと思ったんですが。

(一由会長)

人権侵害を受けたというふうに家族とか関係者の方が、もちろん本人もだと思いますが、考えているということが前提にはなっているので、申立ての段階で人権侵害を受けたという何か確定的なものとして第1項と何か区別をしているということではないかと思ったんですが、趣旨としてはそういう理解でいいですか。

つまり、本人や家族、関係者が、この人が人権侵害を受けているんじゃないかと思っている場合は、本人の意思に反しない限り申立てを行うという趣旨の規定であると。

(佐々木課長補佐)

はい、そのように考えていただいて結構です。

(一由会長)

それはそういう趣旨ならそこで切るという話ではないと思いますので、なかなかそこを書き換えると、書き方が非常に難しくなるんじゃないかなと思って、「人権侵害を本人が受けたと思う場合の家族、その他関係者」とか、読んでいてかえって技巧的な感じにもなってきて、若干その点が文章として酌みにくくなってしまう可能性が、そこはそういうふうに第9条第1項と第2項、何か程度を区別して、確定的なものを第2項でしているという趣旨ではないということは確認できたと思いますので、私は言葉としてはこのままでいいかなと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

赤川先生、いかがでしょうか。

(赤川専門委員)

私も、会長がおっしゃるとおり、第9条の第1項があつての第2項なので、確かに「人権侵害を受けたと思う者」とすることも考えられなくもないですが、今のままでも第1項とセットで読むという限りは分かるんじゃないかなと思います。以上です。

(一由会長)

菅沼委員の趣旨も、そういうふうに何か不当な状況が生じないようにという御趣旨だということでもよろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

分かりました。ありがとうございます。

それから、第10条の先ほども御説明があった第2項のインターネット上の誹謗中傷等の括弧の中身の書き方ですが、「インターネット上の誹謗中傷等」という言葉を敷衍して説明しているのが括弧の中の記載だと思うんですけども、菅沼委員の御指摘は、「インターネットを利用して」というのは要らないのではないかということですか。

(菅沼委員)

もしその「インターネットを利用して」という言葉を残すとすれば、「インターネット上にある」とか、「インターネット上の」として、その次の「何々の情報」「何々の情報」「何々の情報」に係ってくるという形ではないかと思いました。

(一由会長)

そうですね。「インターネットを利用して」となると、その後に動詞というか、そういうものがつながってこないと言葉としてという御指摘ですね。この括弧が「インターネット上の誹謗中傷等」というそのこの部分の括弧だという前提だとすれば、菅沼委員がおっしゃったように、「インターネット上の」とかそういうふうを書いておけばすっきりした形になるかと。そこはまた事務局のほうで御検討ください。中身の話とはちょっと違うかなと思いますので。

あと、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の他人の権利利益を侵害する情報、「又は」でつないで、「人権侵害行為等を助長し、若しくは誘発する情報をいう」と、これは「又」とか「及び」とか法制用語で使い方がるので、ここはまた御確認ください。法制用語の使い方で「又」とか、「及び」というのは法律とかで決まっているので、そのとおりの使い方であれば問題ないと思いますし、そこは御確認いただくということによろしいですか。菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

実質的な中身には関わらないところだとは思いますが、今、菅沼委員から御指摘をいただいたところは確認したと思いますが、何か漏れていたり、ここはこうじゃないかとか御意見がありますか。特によろしいですか。

では、ほかの部分についてまた御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(中島委員)

中島です。全体的に大変まとまってきてよいものになってきたと思っていますが、一つ、二つ、お願いというか確認をさせていただきたいと思っています。

一つは、見直しの規定について、先ほど御説明がありましたが、やはり何年かたったところで見直しする・しないにしても、一応は議題にしておけるほうがいいのではないかと、そういう意味では、おおむね何年ぐらいで見直しをするというものは入れておいたほうがいいんじゃないかと私は思います。そうでないとなかなかきっかけがないかもしれませんから、きっかけとしてつくっておく必要があるんじゃないかと思っています。

それからもう一つは、第8条に少し関わるのかもしれませんが、この前も会議の一番最後のほうで、宮井委員さんから事務局体制のことについてお話があったと思います。ぜひ手厚くしておかないと対応がしきれなくなるのではないかと、その点についてはどのように事務局のほうで考えておられるのか。その点をお聞きして、できるなら第8条での相談支援体制のところには何かそういうことが盛り込めないかということも思いました。ここに盛り込めないなら、ほかに記していくところが分かるように入れておく必要があるのかなと考えました。宮井委員の言われたことに関連して、私のほうで思ったことですが。

(一由会長)

では、宮井委員、今の話に関連でございますか。

(宮井委員)

私が申し上げたことは前回申し上げたことに尽きるので、運用に関する意見ということで御理解いただければと思います。

(一由会長)

では、相談支援体制を充実するか、運用面のお話に関わることでもありますけれども、事務局のほうで何かお考えはありますか。中島委員からの御質問について。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

御意見ありがとうございます。見直し規定につきましては事務局の中でも議論をしたんですが、やはりこの人権の条例は人権の大切さを宣言する普遍的なものであるということで、規定まではなくとも、ただし、中島先生がおっしゃるように社会情勢は刻一刻と変わっていくということなので、例えばオンブズパーソンも運用していくんですけれども、取り扱った相談案件ですとか社会情勢ですとか、あと審議会の意見を聞きながら、必要な見直しはそういう状況が生じれば当然行っていくものだと考えております。

あと、事務局体制については、宮井委員が今おっしゃったように、運用の中でどういう体制がいいのか、まさに我々の組織の当課の体制にも関わってくるものかと思うんですけども、必要な人員はどのぐらいなのかというようなことも踏まえながら、どういう体制が取れるかということは検討してまいりたいと思います。

(一由会長)

今の点について御意見はございますか。二つ別の話になるので、見直しの点について、御意見がありましたらお願いします。

伊藤委員、何かございますか。

(伊藤委員)

大変迷うところではあるんですが、この条例が県の人権施策のベースになるものと私は捉えているので、そのベースは動かさないほうがいいのかなど、それだけ普遍的な考えを今回盛り込んでおくべきかと思っています。そのために、審議会やオンブズパーソン制度の中での意見を反映というところがあるので、変化についてはそちらの意見を聞きながらということかと今は思っています。

(一由会長)

閻委員は何かございますか。特にないですか。

宮井委員は、見直しのことについて何かございますか。

(宮井委員)

私も伊藤先生がおっしゃったことに近くて、人権は尊重すべきであることと人権侵害行為等禁止することは普遍的なことなので、簡単に見直せるようにするというのは、逆に条例をつくることの安定性に反するかなという感覚がございます。

もし見直し規定を設けるとすれば、救済手段とか具体的なところに限って設けるということであれば考えられるかと思うんですが、そこについて技術的にできるのか、私は自信がないので、積極的な意見はないです。

(一由会長)

ありがとうございました。

小山委員、何かございますか。特によろしいですか。

赤川委員、御意見ございますか。

(赤川専門委員)

私も委員の先生方と共通するところがあるんですが、オンブズパーソン制度など具体的

なところの見直しというのはそれはそれでしていく必要があるんじゃないかなと、運用を
していて不都合があったりする。ただ、それと見直し規定を設けるかということは、一
応見直し規定がなくてもそういう技術的な見直しはできると思うので、見直し規定までは
置かないでにおいて、事務局の資料にもありますように、具体的に見直しの必要が求められる
状況が生じたときには改正規定がなくても見直しを図るということによろしいのではない
かと思っております。

(一由会長)

オンブズパーソンが実際使ってみて、条例が使いにくいとかそういうことについては事
実上事務局に意見を伝えたりというのは想定はできるわけですね。これだとやりづらいと
か。それを踏まえて審議会のほうでそういう意見が出てきている場合には、それは不合理だ
からどうするのかというルートというのは、それを遮断するという話ではないということ
ですね。

では、それ以外のことについても御意見をいただければと思いますが、ございますか。見
直しとかでなくて別の観点でも結構です。

小山委員、お願いします。

(小山委員)

小山です。お願いします。小さなことで気づきとお願いですが、資料2-2の28ページ2
行目の「行う」の「う」の送り仮名が必要かと思いました。

それから、オンブズパーソンの意見公表に関して、こういうふうに公表するということ、
オンブズパーソンに限らず啓発活動、それからいろいろな公表ですが、県のホームページに
掲載と書いていただいてあって、これはとても地域全体に広げるためには大事かと思うん
ですが、つい最近私が相談を受けたときに困ったんです。現場で聞いてきたお母さんが「ど
こにも相談するところがなくて聞いてくれる人はどこにいるんでしょうか」という言い方
をされたんです。そんなときに、インターネットだけではなくて、アナログな方法で地域、
それから団体、学校、いろいなところに手厚く公表できる方法も必要ではないかと考えます。
そこに付け加える必要もないんですが、手立てとしてそういうものを持ってほしいな
ということをお願いしたいと思います。以上です。

(一由会長)

今のお話は、意見公表というよりも、相談を希望している方の目に届きやすいように、イ
ンターネットだけではなくて、別のやり方もぜひ考えてほしいと、そういう御意見でしょ
うか。

(小山委員)

それもですが、いろいろなことが県から公表されるときに、本当に末端の人たちが分かっていて相談に行くとか、あそこに行けばいいなと理解できる手立てがほしいということです。

(一由会長)

そこは、条例が議会で議決されて制度の周知を当然県のほうとしては図ると思うんですが、今の御意見を踏まえて、きちんとそれを必要としている人に伝わるようにしていただきたい。それはたぶん誰も異論がないと思いますので、よろしいですね。では、そこはお願いいたします。

虜山委員、先ほどの見直しの規定について御意見を伺えたらと思います。

(虜山委員)

皆さんとほぼ同じですが、改正規定はなくていいと思います。いろいろな事情がこれから出てくるでしょうから、私たち委員もいるでしょうから、ある意味、県のほうから内容について何か意見があるとか、改正が必要かどうかということ、毎年なり2年に一遍なり、必ず確認の連絡等々をいただければいいかなと思いますし、そうでなければ、ただ放置されてしまうこともありますので、規定はなくてもいいけれども、そのあたりをある意味汲んでおいたほうがいいのかと感じています。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。見直し規定自体は盛り込まないという整理になるかと思いますが、ただ複数の方からお話があったように、条例、特にオンブズパーソンに関しては運用状況を審議会に、もちろんもとと事務局もそれをお考えだと思いますが、報告していただいて、個別の案件ももちろんあると思いますが、報告はしていただくようなイメージでいいですか。例えば何件あったとか、審議会にその情報を伝えるということ自体は想定されているという理解でいいですか。それは必ずしも条例に規定がなくてもしてもいいと私は構わないと思うんですが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。第27条の第2項に、人権オンブズパーソンの是正勧告、意見公表の状況について、毎年度人権政策審議会に報告するとともに公表するという規定になっておりますので、ここで人権オンブズパーソンから審議会に当該年度ごとの状況が報告されて、先ほど会長がおっしゃったように、その公表に合わせて、やはりここは変えたほうがいいのではないとか、そういう御意見が出ればそれを踏まえてまた考えていくといった運用になるかと考えております。

(一由会長)

それ以外に統計的な、よくこの審議会でも資料で報告していただくように、例えば申立てが何件あってというような数字みたいなものは随時、先ほどの規定にかかわらず審議会には御報告いただけるという理解でよろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

まさに人権の相談がどのぐらいあったとか、そういった統計的なものにもなりますので、それは御報告したいと考えております。

(一由会長)

分かりました。

では、ほかの点について御意見いかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

和田委員。

(和田委員)

たびたびすみません。資料1の2ページの3の長野県教職員組合からの御意見で、最初のところに「ハラスメントと区別してヘイトスピーチを定義し例示してほしい」という記載があります。これは結構大事じゃないかと思って、排外主義的な風潮が強まる中で、やはりそういう形の人権侵害も今非常に重要な点ではないかと思うので、このところを入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、同じ御意見の中で、真ん中辺りに子ども向けのリーフレットを作成してほしいとか、特に子どもが自らの人権が守られていないと感じたときに、言葉で表現するのが難しい場合があるという指摘があります。さすがやはり先生方だと思うわけですが、後半は条例の中に盛り込むことではなくて、具体化の中で考えていくことだと思いますけれども、非常に重要な指摘だと思いますので、この条例に関しては、このヘイトスピーチのところをお願いしたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。資料1の各団体の御意見の中の3、長野県教職員組合の第2条に関する御意見として、「人権侵害行為の具体として、ハラスメントと区別してヘイトスピーチを定義し例示してほしい」という御意見ですが、ヘイトスピーチ自体は解消法が既に国のほうで成立してしまっていて、私もすぐ出てこないんですが、ヘイトスピーチ解消法の中でヘイトスピーチは定義されていたでしょうか。定義されていますね。その中で、第2条で法律における、いわゆる「ヘイトスピーチ」という言葉自体は扱ってなくて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動とは」とか、そういう形で定義されていて、その定義を借用して

盛り込んだらどうかと、この第2条第2項のところですね。誹謗中傷とかいじめとか書いてあるところですか。これは何か御意見いかがでしょうか。

高島委員、お願いします。

(高島委員)

この条例を長野県として制定していく上での検討で、他県の先行例で類似の扱いがどんな傾向があるのかをまずお聞きして判断の材料にしたいんですけども。

(一由会長)

その点は御回答可能ですか。ほかの条例でその例があるのかということですが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

申し訳ございません。他県の条例はいろいろ調べてあるのですが、個別具体のところまではないんですが、参考までに今の議論で、資料2-2の4ページに解説のところ、差別禁止規定の解説に、人種、国籍、信条、年齢と書いてございますので、ここに記載があるので参考にしていただけたらと考えてございます。

(一由会長)

参考にしていただけたらというのは、ここでカバーされているということですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そうですね。ここで定義されている、カバーされていると考えております。

(一由会長)

だから、今の御回答としては、第2条の話に引きつけると、1項のほうに国籍、民族、人種というところが列挙してあって、そういったことを理由とする差別的取扱い、または差別的言動というところで、もともとそういうものは許されない行為だという前提にはなっているという話ですけども。

(佐々木課長補佐)

事務局から補足いたします。ヘイトスピーチに関する条例は、例えば沖縄県とか川崎市に条例がございます。ただ、子どもの人権についてのところで御説明させていただいたとおり、この条例は包括的な人権条例というところを意図しているものでして、個別のテーマについては深掘りしないというか、それはそれぞれの条例とか、施策だとか、指針だとかで対応していくということを前提にしております。ヘイトスピーチ、ハラスメントと比べると、ハラスメントはいろいろな属性と結びつき得る手段ですが、ヘイトスピーチの場合は外国

人差別というところと結びつく、あるいは外国人の方の人権尊重という課題と結びついてくるところなので、そういうところで今回の条例の中で特段取り上げるということをしないという整理をさせていただいておりました。

(一由会長)

今の御説明を踏まえて、御意見があればお願いします。

要は、前提として先ほどの御説明を踏まえて、私も条文上当然だと思いますが、例えば特定の国籍を有する外国人に対して侮蔑するような名称で呼んだり、そういうチラシをまいたりとか、連呼してデモしたりというような行為というのは、そもそもこの第2条の第1項に当たり得るということになるので、オンブズパーソンの申立て等あった場合にはオンブズパーソンがそれを判断して、この人種・国籍・民族等による差別的取扱い、または差別的言動に当たると考えれば、それはもちろん取り上げることは可能であると。別にヘイトスピーチという言葉が書いてないからそういったものは対象外だという趣旨ではないということがもともと共通の理解としてはあって、和田委員の趣旨としては、それを強調したいということですかね。

(和田委員)

そうですね。この条例は結構LGBTQの問題とか、ネットの問題とか、現代的な課題について踏み込んでいるのでそこを強調してもいいのかなとも思いましたし、今のお話を聞くと、一応もう含まれてはいるので、あえてそこを強調しなくてもいいのかもしれないとも思いましたけれども。

(一由会長)

御意見特にございませんか。よろしいですか。

では、そういったことが、もちろん不当な差別的言動や取扱いに当たるということであれば対象になるということは大前提だと思いますので、これを別途盛り込むとなると、かなりいろいろ検討しなければいけなくなって、場合によっては3月の答申ができなくなる可能性もあるので、それが含まれていないという前提であれば議論しなければいけないんですが、含まれるというか、実質的には差別的言動に当たるということであれば対象になるということが共通の理解で条文上も明らかだと思いますので、そこはあえて設けることまではしないという整理でよろしいですか。

(和田委員)

それでよろしいです。

(一由会長)

ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

中島です。お願いします。資料2-1の6ページ、オンブズパーソンの組織等のところでお願いしたいんですが、第18条第2項のところで、オンブズパーソンは「人格が高潔で、社会的信望が厚く」とありますが、ここについて、NPO法人人権センターながのも指摘していますが、何かこの言葉はどうかなと思ったんですが。どういう判断をしていくのかという意味において、何か表現の仕方がほかにないのかなということを思いました。

もう一点は、第6項の独立した職務を行って、3人の合議により行うものとするというのは非常にいいと思っております。ただし、オンブズパーソンの選定に当たっては、相当幅広い分野の人の中から考えるのだと思いますが、前にどこかでお話がありましたが、例えば、インターネットに詳しい人が入っているかとか、または個別の事件に詳しい人が入っているかとか、そういう問題が生じたときに、選ばれている5人では対応が難しいということが起こってくるのではないかと。そういうときにはどんな対応をするのか、その点を個人的に思っています。

(一由会長)

まず、第18条の第2項のオンブズパーソンの定義というか、どういう人を選ぶのか、人的な体制について、運用の問題のほうかもしれないんですが、その点については、事務局のほうで何か御回答はありますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

1点目は担当から答えさせますが、2点目は、確かにおっしゃるとおり、実際5人の方たちだけで対応できない場合はどうするのか。そこだけで扱えないような問題が出てきたときどうするのかというのは、そのときにほかの人の意見を聞くとか、そこはオンブズパーソンが判断することだと思えますけれども、どういった対応を取るかというのは、また運用の中で現実に即してまた考えていかなければいけない点かと思いました。

1点目は担当から御説明いたします。

(佐々木課長補佐)

第18条第2項のこの部分の文言、「人格が高潔で、社会的信望が厚い」という表現ですが、一応条例を策定するに当たって、国内の自治体の規定も参考にしておりまして、川崎市人権オンブズパーソン条例、国立市総合オンブズマン条例、川西市子どもの人権オンブズパーソン

ン条例、沖縄県行政オンブズマン設置要綱、長野市が先頃策定した長野市子どもの権利条例、こちらもやはりオンブズパーソン、あるいはオンブズマンですが、その要件として、皆一様に同じ文言を使っている部分でして、そこを下敷きにさせていただいたということです。

一般的な表現ですので、それなりに深い意味合いがあるわけではありませんが、やはり一応こういう人格を有することが必要だということとは共通していると考えております。

もう一点、課長から回答した部分ですが、オンブズパーソンには調査権がありますし、それから事務局もごぞいます。ですので、オンブズパーソンの知見で足りない部分は、調査だとか、あるいは事務局による支援というところも含めて対応できるのかなと考えております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

あと第23条第3項でも、「専門的又は技術的な事項について調査等を行う必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。」という規定も入れていただいて、実際にこれを活用するケースはかなり限られているとは思ってはいませんが、こういうような規定も手当はされていて、技術的なことでどうしても科学的に判断しないと結論が出せないという場合にはこういったものの活用も一応できるようになっているということです。

そのオンブズパーソンの定義というか、先ほど御説明のあったほかの条例と軌を一にして同じ言葉で定義したというところで、確かに何を持って人格的に高潔なのかというのは難しい問題があるんですが、ただ、これは恐らく消極的な意味合いというか、明らかにこの方は県民の人権をきちんとガードすることについてはどうなのかということのを排除するというか、社会的信望が厚いというのはそうだと思うんですが、そういうような意味合いで、積極的にそういう人を審査して、その人の人格がどうだということを普通の条例の運用でも想定はされていなくてということかとは思いますが、

また、識見のことについても書いてありますね。識見を有する者ということで、その能力的な側面も入っているので、私個人の意見としては、あとは条例の言葉としてはそこで独自性を出す必要はあまりないのかなと思っはいるんですが、あとはどういう人をそういう団体に推薦してもらうか。現時点では弁護士と学識経験者ということのようですが、その推薦する団体が責任を持って、この条例の趣旨にかなうような人を推薦すると。弁護士会としては当然そういうふうを考えていますし。そういうところで運用していけばいいのかなと思っはいるんですが、中島委員、よろしいですか。

(中島委員)

はい。

(一由会長)

犛山委員、御意見お願いします。

(犛山委員)

資料1の4ページの中野市のところに「何人も」を「全ての人に」に、「他人」を「他者」に改めたいかというところがあります。これは2条ですが、確かに「他人」という表現は、ここにも書いてありますが、親族でない人、では、私の家族はどうだと言われたときに「他人」というのは少し引かかると私も感じましたので、「ほかの人」や「他者」に改めたいかと感じました。どうしても「他人」というと身近な人以外というようなイメージがかなりあるので、一般県民に広げる場合には、これは再検討したらいかがかと思っています。以上です。

(一由会長)

第2条の「他人に対して次に掲げる言動及び行為」の「他人」というところですが、これは事務局のほうで、先ほどのお話みたいに、ほかの条例を参考にしているのでしょうか。

(佐々木課長補佐)

こちら、「人」という字を使ったのには意図がございまして、「他者」というふうに「者」で表現した場合には、恐らく自然人と法人が入ってしまうかなと思っています。「他人」という「人」を使ったときには、射程は自然人かと思っていまして、要は、法人の人権のところは、若干やはり自然人の人権と同じように保障されない部分があると思いますので、字としては「人」を当てたままのほうがいいのではないかと、事務局としては考えておりません。

(一由会長)

私もすぐその問題提起には言えないんですが、「他人」とか「他者」という言葉については、法制上の用語の使い分けというのは法規の部署とは御相談されていますか。

(佐々木課長補佐)

すみません、そこは詰めておりません。

(一由会長)

犛山委員の御指摘も語感の問題だと思いますので、そういったところも法規の部署と御相談いただいて、先ほどの話と似ていて、ほかの条例でも同じような言葉を使っている場合に、あまりそういうところで独自性を出してしまうと、かえって解釈が混乱したりするので、御確認をいただいて。

聲山さんとしては、語感に違和感があるという御趣旨ですね。

(聲山委員)

要するに、県民に伝えるときに分かりやすいほうがいいんじゃないかと思ったところです。

(佐々木課長補佐)

あと、追加の御指摘をいただいた部分も含めてですが、県の条例を調べたときに「他者」と出てくるのが4か所しかありませんでした。圧倒的多数が「他人」という部分で、「他者」というのは特別なところに使われているというイメージでしたので、ここは、長野県条例として一般的な用語としては「他人」であるので、そういう意味でも「他人」と置かせていただいたところがありました。

(一由会長)

ありがとうございます。では、そこは、直接中身そのものというよりは言葉の使い方だと思いますが、どうしても「他者」がいいという御意見はありますか。「他人」じゃない言葉のほうがいいのか。「他人」という言葉のほうが、用例は県の条例としては多いということですか。

(佐々木課長補佐)

調べた限りでは、「他人」のほうが用例は圧倒的に多かったと思います。

(一由会長)

「他人」から「他者」という言葉の使い方、そこに自然人に限られる形を含むとそこまで読み取るとは条文上はできないと思いますので、その「他人」という言葉を使ったから、絶対に法人の人権がこの問題の対象外であるという含意ではないということであれば、「他人」というところでもいいんじゃないかなとは思いますが。

要は、自分ではないほかの主体ということですね。そういう意味で「他人」という言葉を使っているということでもいいんじゃないかとは思いますが。よろしいですか、聲山委員。

(聲山委員)

分かりました。

(一由会長)

ちょうど聲山委員が途中退席される予定があるということで、先ほどの点以外で全体的

に御意見があれば伺いたいと思いますが、何かございますか。

(聲山委員)

今まで何回かやってきましたが、事務局の御努力もあって本当にここまで来たなと感じております。あと1回、2回、またパブリックコメントもありますのでいろいろな意見が出るでしょうけれども、それも含めて、いいものをつくり上げて、条例として出ることを私も期待しております。

本当に今日はありがとうございました。これで退席いたします。

(一由会長)

ほかに、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

では、高島委員、お願いします。

(高島委員)

これまでの意見で、例えば先ほど中島さんから見直しという配慮も必要ではないかという意見とか、様々な立場、点から、御指摘や御意見があったと思うんですが、これを運用していく上で技術的に幅を持たせたりして、この人権条例が目指すことが完遂されるようにしなければいけないと感じています。

その上で、とてもいろいろなことを事務局方にやっていただいて全てまとまってきたと感じながら、人権オンブズパーソンというものについての規定の中で、責務や身分などについてかなり書き込まれていると思います。資料2-2の20ページから何ページか書かれているんですが、10月のこの審議会のときの報道というのは、迅速に解決するということをメディアが先行的に発信していて、そうなると、オンブズパーソンが調査したりいろいろ合議したりするということとタイクナ可能性もあります。

私は報酬に関してはイメージが湧かなくて、人権審議会の委員と同じ特別職と書いてありますが、調査活動1回につき報酬をちゃんと得られるものなのかとか、そういうことをある程度イメージしておかないと、予算の折衝の中でも曖昧になっていってしまう可能性もあるので、事務局としては、オンブズパーソンに対しての年間の予算立てというのは幾らぐらいで考えていらっしゃるのでしょうか。つまり、専門的な知識を持っている人に気持ちよくこの仕事を引き受けてもらえないと、とても困ってしまうと思うんですね。その点について、もし何か数字があれば、技術的なところですが。

(一由会長)

回答できればお願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今の処遇のところは、大前提としまして、予算はまさに議会の御議決をいただかなければいけない部分ですので、幾らということはまだ全く申し上げられることはないんですが、今の点は、一由会長からも同様の御指摘を以前伺ったことがございまして、やはり仕事を願います以上は適正な対価を払わないと、審査、審議ができないのではないかと御指摘もいただいております。

今は21ページの真ん中に「処遇」とあり、「職務従事ごとに報酬を支払い」と書いてございますのは、携わられた時間に対して支払うようなことを今のところはイメージしております。高島委員が、今、総予算額とおっしゃいましたけれども、一般的には携わられる見込みの件数に単価を乗じて算出されるものではないかと考えております。予算については、今後運用を詰めていく段階で、並行してこのぐらい必要かということは精査してまいりたいと考えております。現段階では以上でございます。

(一由会長)

高島委員、よろしいですか。

(高島委員)

あまり使いたくない言葉であります。限られたリソースの中でやっていくことではあります。他県の例なども十分参考にさせていただいて、余裕のある運用をお願いしたいと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、今、様々な御意見をいただきましたけれども、11時45分ぐらいでいったん議論としては終了したいと思います。これまで特に御発言いただけていない閣委員、何かございますか。特にいいですか。

(閣委員)

はい。

(一由会長)

分かりました。

赤川委員、専門委員で入っていただけていますが、全体として何かあれば、よろしいですか。

(赤川専門委員)

はい。

(一由会長)

宮井委員もよろしいですか。

(宮井委員)

はい。

(一由会長)

中島委員、どうぞ。

(中島委員)

中島です。お願いいたします。第4章の人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策に関してですが、これを実施していくに当たって基本になるものは、やはり意識調査であったり、実態調査であるということがあると思うんですね。その点について、長野県では県民の人権に関する意識調査というのを行っていることがあると思いますが、それとの関連も含めまして、ここに意識調査、実態調査的なことを加えておかなくていいのか。教育から入っていくわけですが、基になるものはそういう調査がなくてはいけないのではないかと考えたわけですが、いかがでしょうか。

(一由会長)

条文で言うとどこでしょうか。第4章の28条でしょうか。

(中島委員)

そうですね。これらの施策を行っていくには、基となる実態調査であるとか、または意識調査がなければできないのではないかとということです。

(一由会長)

それを条文として明記したほうがいいのかという御趣旨ですね。その点については、御意見ございますか。

現在行っている、いつも審議会に報告していただいている県民意識調査みたいなアンケート、ああいうのは当面続けられる前提ですか。先ほどの御説明でも触れられたかと思いますが。それを続けていくという前提ですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

県民意識調査というのは、隔年でタイミングを見て行うという形を取っております。それから県政アンケートというものを、意識調査の簡便なものですが、モニタリングをしていくといった取組は行うことを考えております。そこにつきましては、先ほど菅沼委員からも御指摘のあった1条、もしくは3条の施策の中の一部に含まれるかと考えております。意識調査という点においては、第29条も読めるかと考えております。

(一由会長)

「市町村、関係団体等からの意見の聴取」ということですね。人権政策審議会で、これまでもそうですが、議論するためにはそういうものがなければ議論できないというのはある意味当然で、当然だから書いていないのかなという理解をしたんですが、別に明記しておいたほうがいいのかという御意見が多数であれば、「必要な調査を行うものとする」とか、そういったことを別に入れてもいいかもしれないですが、そこは何か御意見ありますか。

閻委員、どうぞ。

(閻委員)

県民に対して広く調査をすることについて私が思うには、事業所には外国人の研修生がたくさんいます。彼らの人権意識を高めるためにも定期的に調査するとか、一般的に広く調査する必要もあるんですが、やはり特別な場所は特に重点的に調査していただければいいと思っています。

(一由会長)

そうしましたら、私の提案になりますが、第28条のところの「第1条の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発……」の後に「及び必要に応じて調査を行うものとする」とか、それを入れると運営上何か支障がありますか。難しいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今、会長がおっしゃられたことで問題はないと思います。

(一由会長)

どこにその調査を入れるかということですが、「必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うとともに、必要に応じて調査を行うものとする」ということですかね。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

事務局で一回引き取らせていただいて、会長と相談させていただければと思います。

また、第22条にも「調査」という言葉が出てきますが、これはオンブズパーソンがする調査なので性質は違うかと思いました。今、中島委員がおっしゃっているのはこの調査のことではないと思いますので、その整理も含めて会長に相談させていただければと思います。

(一由会長)

では、時間になりましたので、意見交換についてはこの辺で終わりにしたいと思います。事務局から何かありますか。よろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

大丈夫です。ありがとうございました。

(一由会長)

今日はいろいろ御意見をいただきまして、全体像を見ていて根本的に何か修正が必要だという御意見はなかったと理解しております。先ほどの調査のところや、「他人」という言葉のところは、どちらかというところの部分をどうするかという言葉の使い方や仕上げ的な御意見をいただいたと思っていますので、おおむね今日の議論としては収束したものと理解しております。今回出していただいた骨子案については、そういった整理でよろしいですか。委員の中で合意になったと。

そうしましたら、先ほどの調査のところは、大変僭越で恐縮ですけれども、スケジュールの関係もありますし、せっかくなのでいい制度を県のほうで頑張ってつくっていただいているところなので、私としてもできれば3月に答申をまとめて知事にお渡ししたいと思っておりますので、進め方としては、先ほどの調査のところだけ私に一任していただくことは委員の皆様よろしいでしょうか。

< 「異議なし」 >

(一由会長)

入れる、入れない、あるいは入れるとしたらどういう言葉かということに関しては、そこは一任いただいたということで。

あと予定ですが、先ほどの御説明の中であったスケジュール、先ほどの点を含めて骨子案を確定して、2月から3月にかけてパブコメに付していただく。3月下旬に審議会を開いて、そこではほぼ確定ということで、答申案を確認するという位置づけになるかと思いますが、可能であればそのときに答申という形を考えていますが、事務局としては、そのスケジュール的なものに関してはよろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。そのスケジュールでぜひお願いしたいと思います。

もう一点、今の修正のところですが、菅沼委員からご指摘いただいた前半の部分についても確認させていただいて、もし必要であれば会長と相談して修正を加えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(一由会長)

では、そこも含めて私に一任していただくということでよろしいでしょうか。あとは、最後の仕上げだと思いますので、そこも御意見をいただいたので整理させていただきます。

(2) その他

(一由会長)

それでは、議事(2) その他ですが。何か事務局からございますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

パブリックコメントにつきましては、この後、会長と相談し、整い次第着手させていただきます。できるだけ速やかに始めたいと思いますので、御承知おきをお願いしたいと思います。以上です。

(一由会長)

では、その他について、委員の皆さん御意見ございますか。

和田委員、お願いします。

(和田委員)

パブリックコメントも、条例の文案を読んで意見を言うというのは非常にハードルが高いと思います。実際にどういうふうなことをやろうとしているのかを、具体例で何か示すようなことはできないでしょうか。イメージ図も出されてはいますが、例えばネットで誹謗中傷を受けたという人が、こういうところに相談を持ちかけて、それがこういうふうには検討されて、そのためにこういう対策が取られるみたいな流れが提示されると分かりやすいのではないかと思ったのですが。パブリックコメントとしてそういうことが可能なかどうかよく分からないですが、御検討いただければと思います。

(一由会長)

では、今の意見を踏まえて、また工夫してやっていただくということで。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

資料２－２は、パブリックコメントに付したいと思います。今の和田委員の御要望に全てお応えできているか分かりませんが、資料２－２に解説を加えておりますので、こちらの趣旨解説はこうなっていますというのを御覧いただいて、県民の皆様から御意見をいただきたいと思います。

(一由会長)

ほかはよろしいですか。

< 発言者なし >

(一由会長)

では、特に御発言がないようですので、これで議事を終了いたします。円滑な議事の進行への御協力に感謝申し上げます。

それでは、事務局にお返しします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

一由会長、そして委員の皆様、熱心な御審議をいただきましたありがとうございました。

次回の審議会の開催日程につきましては、3月下旬を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、最後に、直江県民文化部長から閉会の御挨拶を申し上げます。

(直江県民文化部長)

本日は、非常に御熱心に御議論いただきましてありがとうございました。条例の骨子案、皆様の思いを反映する形で何とか形になってまいりまして、いよいよゴールが少し見えてきたかと思っております。

本日は、非常に様々な御指摘をいただいておりますけれども、先ほど会長にまとめていただいたとおり、骨子案の方向性については大きな異論はないという状況かと感じております。そういうことでもございますので、先ほどから申し上げておりますように、また一由会長と修正案の協議をさせていただいた上で、パブリックコメントのほうを実施したいと思っております。

その上で、次回の審議会でございますが、パブコメでの御意見、そして事務局のそれに対する考え方というものをお示しして御審議をいただきたいと思っております。そして、それを答申案のほうにまとめていければと考えております。

現在の委員におかれましては、任期が今年の3月末ということもございますので、次回が

現委員での最後の審議会という形になりますので、引き続きゴールまでお付き合いをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

4 閉 会

(羽賀企画幹兼課長補佐)

以上をもちまして、「令和7年度第5回長野県人権政策審議会」を閉会させていただきます。

本日は大変お疲れさまでした。

(了)